

障がい福祉サービス等支給決定ガイドライン作成部会の進捗状況について

1. 取組に至る経過について

厚労省の事務処理要領では、市町村は障がい福祉サービス等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当だと規定されています。

芦屋市においては、これまでガイドラインは作成せず、障がいのある人の状況等を個別に勘案し、一人ひとり個別に支給決定の判断をしているところですが、今後限りある予算を公平かつ適正に執行するためにも一定の基準等を定め、また、この基準を広く公開することにより、公平かつ適正な支給決定事務を行いたいと考え、障がい福祉サービス等支給決定ガイドラインを作成することとなりました。

2 ガイドライン部会開催経過（予定）と協議内容

	日時	内容
第 1 回	令和 3 年 11 月 17 日	・ガイドラインの概要について ・障がい福祉サービス等に関する意見交換
第 2 回	令和 3 年 12 月 15 日	・移動支援事業に関する意見交換 ・ガイドラインの全体像について ・居宅介護等の数値データについて
第 3 回	令和 4 年 1 月中	・標準支給量の検討について
第 4 回	令和 4 年 2 月中	・標準支給量の検討について

3. ガイドライン部会委員について

別紙「資料 5 - 2」参照

4. ガイドラインの概要について

別紙「資料 5」のとおり

以 上

令和3年度 障がい福祉サービス等支給決定ガイドライン作成部会 名簿

構 成 員	No	所属	名前
	1	NPO法人 芦屋市手をつなぐ育成会 (芦屋障がい団体連合会)	永田 顕子
	2	芦屋市身体障害児者父母の会 (芦屋障がい団体連合会)	能瀬 仁美
	3	芦屋市障がい者基幹相談支援センター	三芳 学
	4	芦屋市障がい者基幹相談支援センター	笠井 光子
	5	障がい福祉サービス事業所 (三田谷治療教育院)	河井 悦子
	6	障がい児通所支援サービス事業所 (芦屋アフター・スクール)	永田 正幸
オブザーバー (学識経験者)		兵庫県立大学大学院教授	木下 隆志

事 務 局	芦屋市 福祉部 障がい福祉課 課長	柏原 由紀
	芦屋市 福祉部 障がい福祉課 係長	長谷 啓弘
	芦屋市 こども健康部 子育て推進課 係長	三崎 英誉
	芦屋市 福祉部 障がい福祉課	野田 実沙
	芦屋市 福祉部 障がい福祉課	北村 惟子
	芦屋市 福祉部 障がい福祉課	小西 孝宏